

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第2回会議配布資料	6
-----------------------------------	---

## 検討項目

## 検討項目

※ 要件の在り方だけでなく、  
要否・当否の検討を含む。

### 第1 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること

#### 1 書類の作成・発受

- (1) 電子的方法により書類を作成し、これについて「署名押印」・「記名押印」に代わる技術的措置をとることにより、「署名押印」・「記名押印」がなされた紙媒体の書類と同一の効力を有するものとする
- (2) 事件の送致、裁判所に対する申立て等の手続に伴う書類の発受をオンラインによりすること

#### 2 令状の発付・執行の手続

- (1) 令状及びその請求等に係る書類を電子的方法により作成し、オンラインにより発受した上、電子的に発付された令状を電子計算機の映像面に表示するなどの方法により呈示すること
- (2) 記録命令付差押えの対象となる電磁的記録を記録媒体の差押えに代えてオンラインにより取得すること

#### 3 証拠開示等

- (1) 電子的方法により作成・管理される証拠書類等であって相手方にその閲覧・謄写の機会を与えるべきものについて、オンラインによりそれらの機会を与え、証拠の一覧表を電子的方法により作成してオンラインにより交付すること
- (2) 裁判所において電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等について、オンラインにより閲覧・謄写をすること

#### 4 公判廷における証拠調べ

電子的方法により作成・管理される証拠書類等について、公判廷において、その性質に応じた取調べをし、オンラインにより提出すること

## 第2 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと

### 1 弁解録取・勾留質問・取調べの手続

- (1) 留置施設等にいる被疑者に対して、検察庁にいる検察官・裁判所にいる裁判官が映像・音声の送受信により弁解録取・勾留質問の手続を行うこと
- (2) 映像・音声の送受信又は対面により行われる取調べにおける供述を録取した調書を電子的方法により作成すること

### 2 被疑者・被告人との接見交通

- (1) 被疑者・被告人と、弁護士・弁護人になろうとする者・それ以外の者との接見を映像・音声の送受信により行うこと
- (2) 被疑者・被告人と、弁護士・弁護人になろうとする者・それ以外の者との書類の授受をオンラインにより行うこと

### 3 裁判所の手続への出席・出頭

- (1) 裁判官・検察官・弁護士・被告人が、映像・音声の送受信により公判前整理手続期日・期日間整理手続期日に出席・出頭すること
- (2) 被告人・弁護士・被害者参加人・その委託を受けた弁護士が、映像・音声の送受信により公判手続に出頭・出席すること
- (3) 裁判員候補者を他の裁判所の構内等に出頭させ、映像・音声の送受信により裁判員等選任手続を行うこと

### 4 証人・鑑定人の尋問及び通訳

- (1) 証人尋問を映像・音声の送受信により行うことができる場合を追加・拡大すること
- (2) 鑑定人尋問・通訳を映像・音声の送受信により行うことができる場合を追加・拡大すること

### 5 公判審理の傍聴

公判審理の傍聴を映像・音声の送受信により行うこと

**第3 第1及び第2の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること**

**1 第1及び第2の実施を妨げる以下の行為等に対処できるようにすること**

- (1) 電子的に作成される文書の信頼を害する行為
- (2) 電子的に作成された書類やオンラインを用いた手続の遂行を妨害する行為
- (3) その他(1)及び(2)と同様の対処をすべき行為

**2 新たな形態の財産の生成・取得・保管・移転により行われる犯罪事象に対処できるようにすること**

- (1) 新たな形態の財産を不正に生成・取得・保管・移転する行為を適切に処罰できるようにすること
- (2) 新たな形態の財産として取得・保管・移転される犯罪収益の没収保全や、財産上不法な利益を得る犯罪の通信傍受ができるようにすること

**3 その他情報通信技術を利用して行われる犯罪事象に対処できるようにすること**